

保税蔵置場許可公告

関税法第42条第1項の規定により下記のとおり保税蔵置場の許可をしたので、同条第3項の規定により公告する。

令和6年6月12日

名古屋税関長 柴田敬司

記

1 被許可者の住所及び名称

愛知県名古屋市港区金川町106番地先
福山冷蔵株式会社

2 保税蔵置場の名称及び所在地

福山冷蔵株式会社 四日市センター保税蔵置場
三重県四日市市河原田町字伊倉812番地
三重県四日市市河原田町字伊倉813番地
三重県四日市市河原田町字伊倉815番地
三重県四日市市河原田町字伊倉816番地
三重県四日市市河原田町字伊倉820番地1
三重県四日市市河原田町字伊倉821番地1

3 保税蔵置場の構造、棟数及び延べ面積

鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺2階建、鉄筋コンクリート・鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
3棟 1,083平方メートル

4 蔵置する貨物の種類

輸出入冷凍冷蔵貨物

5 許可期間

自 令和 6年 7月 1日
至 令和 12年 6月 30日